

様式第二号の十四（第八の十七の三関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月28日

高崎市長 様

提出者

住所 高崎市江木町1120

氏名 医療法人 松沢会

理事長 長坂資夫

電話番号 027-322-4067

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和5年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称 事業場の名称	医療法人松沢会 希望館病院 医療法人松沢会 希望館病院		
事業場の所在地 事業場の所在地	群馬県高崎市江木町1120 群馬県高崎市江木町1120		
事業の種類 事業の種類	P83 医療業 P83 医療業		
計画における計画期間特別管理産業廃棄物処理	令和5年4月1日～令和6年3月31日 令和5年4月1日～令和6年3月31日		
特別管理産業廃棄物処理計画における目標値特別管理産業廃棄物処理計画における目標値			
項目	目標値	項目	目標値
排出量排出量	49 t	全処理委託量全処理委託量	49 t
特別管理産業廃棄物の量自ら再生利用を行う	t	優良認定処理業者への処理委託量	49 t
特別管理産業廃棄物の量自ら熱回収を行う	t	再生利用業者への処理委託量	t
特別管理産業廃棄物の量自ら中間処理により減量する	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
特別管理産業廃棄物の量自ら埋立処分を行う	t	熱回収を行つ業者への処理委託量認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への	t

電子情報処理組織の使用に関する事項電子情報処理組織の使用に関する事項

付加料未発生物量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 特別管理産業廃棄物排出量	前々年度前々年度 53.030 t
前 年 度前 年 度 48.293 t	

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組) (電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

電子マニュフェスト使用中
電子マニュフェスト使用中

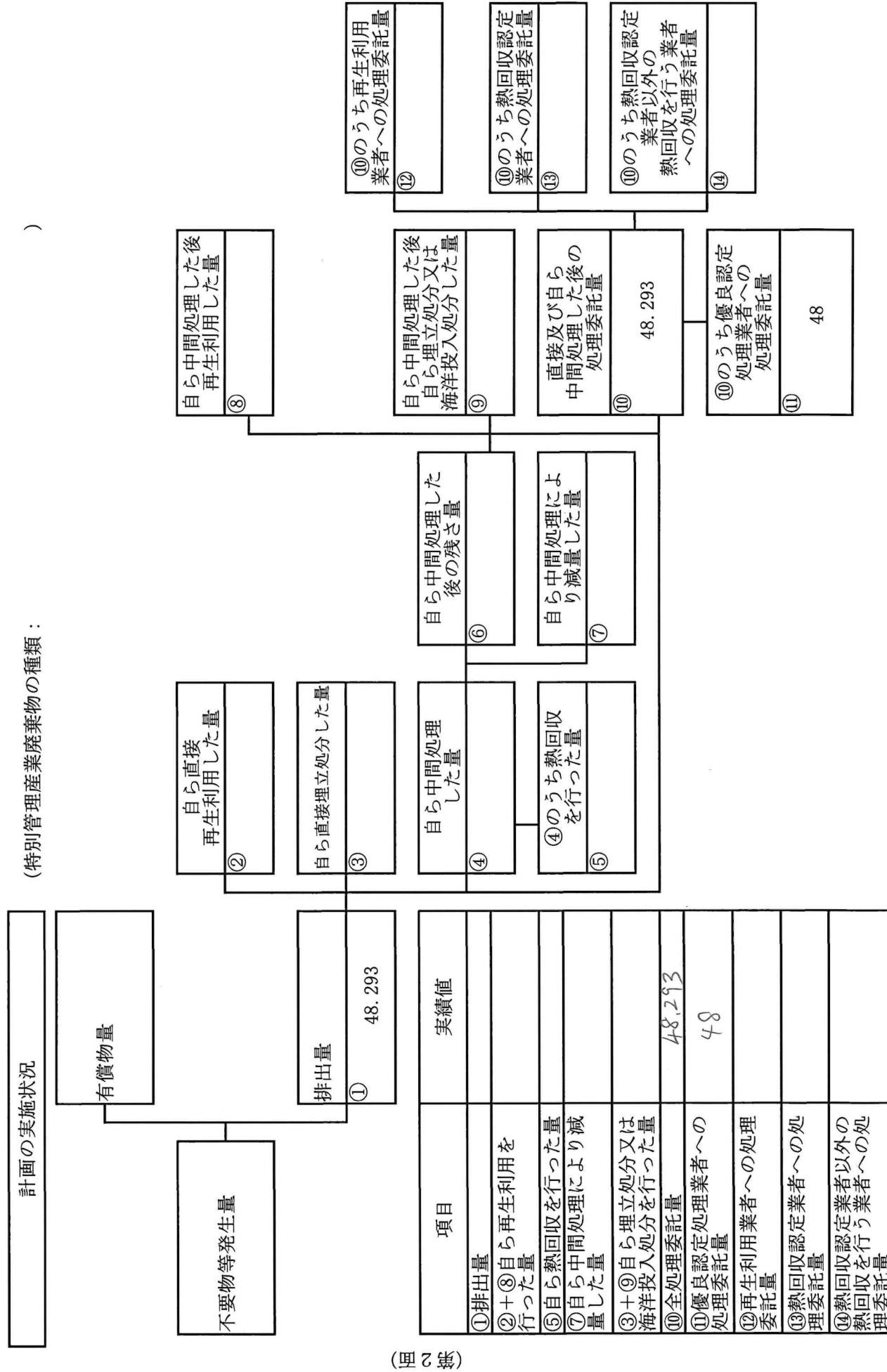
※事務処理欄

(日本産業規格 A列4番)



計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類)



備考備考備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。 翌年度の6月30日までに提出すること。 翌年度の
2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 「事業の種類」の欄に
3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄
物処理計画に記載した目標値を記入すること。 物処理計画に記載した目標値を記入すること。 物
4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)
から(14)に掲げる量を記入すること。 から(14)に掲げる量を記入すること。 から(14)に掲げる量
(1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量(1) ①欄 当該事業場におい
(2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量(2) ②欄 (1)の量の
(3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量(3) ③欄 (1)の量の
(4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量(4)
(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量(5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った
(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量(6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量(6) ⑥欄 自
(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量(7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引
(8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
(9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分又は海洋投入処分した量(9) ⑨欄 (6)の量のう
(10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
(11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量 （以下「令
(12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
(13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第(1
15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量 15条の3の
(14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への
焼却処理委託量
 - 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実
績値を記入すること。 績値を記入すること。
 - 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の
例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添
付すること。
 - 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理
産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げる產
ものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電
子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の
処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。
）について記入すること。
 - 8 ※欄は記入しないこと。